

平成三十年十一月十三日受領
答 弁 第 二 七 号

内閣衆質一九七第二七号

平成三十年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員城井崇君提出特定外来生物ヒアリ対策の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出特定外来生物ヒアリ対策の推進に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「ヒアリ生息調査や防除」については、ヒアリが国内で初めて確認された平成二十九年六月以降、政府においてヒアリの主な侵入経路である港湾施設及びその周辺における生息調査を実施しているほか、ヒアリが確認された地点においては確実な防除とともにその拡散や定着がないことを確認する調査を実施しているところであり、引き続き、こうした取組を継続していく考えである。また、御指摘の「地方自治体が独自に実施する生息調査や防除」についても重要な取組であると認識しており、環境省においてヒアリの調査及び防除の方法についてまとめた「ヒアリの防除に関する基本的考え方」（平成三十年一月環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室作成）等を地方公共団体に対して示すとともに、ヒアリの調査や防除に関する講習会の開催といった支援を行っているところである。

二について

御指摘の「抜本的な対策として、中国等の積出港において貨物へのヒアリの混入防止を図ることなど」については、政府としてもその重要性を認識しており、輸入品を扱う事業者に対しては、中国等のヒアリ

が定着した地域におけるコンテナの積み込み時にヒアリの侵入の有無を確認すること等について協力を依頼している。また、中国に対しては、ヒアリ対策の強化に向けた協力を得られるよう協議を継続しているところである。

三について

お尋ねの「総合的な対策マニュアル」の意味するところが必ずしも明らかではないが、環境省としては、「ヒアリ同定マニュアル」（平成三十年一月環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室作成）においてヒアリか否かの同定を行う際の留意点等を示すとともに、「ヒアリの防除に関する基本的考え方」において港湾等でヒアリが発見された状況に応じた防除の方法やヒアリの発見時における国と地方公共団体等との連絡体制等について示しているところである。こうした取組の状況を踏まえて、有識者の意見も聴いた上で、今後とも継続して「ヒアリ同定マニュアル」等の見直しを行ってまいりたい。